

第3章

廃棄物の発生抑制や資源の循環利用、適正処理を推進する

1 リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）を推進する

（1）使い捨て製品・容器包装の発生抑制の促進

大量生産・大量消費型ライフスタイルからの転換をはかるため、使い捨て製品・容器包装のさらなる発生抑制を促進します。

ア 使い捨てプラスチックの削減

プラスチックごみによる海洋汚染を始めとした環境問題が世界的な課題となっていることから、使い捨てプラスチックの削減に資する取り組みとして、使い捨てのプラスチックスプーン等を使用している飲食店において、食べられるスプーンを導入し、市民が体験することで、環境を意識するきっかけとなるモデル事業を実施しました。

また、本市自らが率先してこの問題に取り組むため、啓発物品を調達する際に使い捨てプラスチックを極力使用しないよう努めました。

イ レジ袋・ペットボトルなど容器包装の削減

消費者・事業者団体の代表者などで構成するなごや資源循環実行委員会（旧：2R推進実行委員会）において、まずは販売段階での容器包装削減のため、レジ袋の有料化を平成21年度より全市で実施しています。

実行委員会では、レジ袋の有料化による収益金の一部を寄付金として受け、「レジ袋有料化還元基金」に積み立て、これを活用して子どもたちへの環境学習の一環として緑のカーテン事業や環境学習エコツアーや、その他にも幼稚園・保育園の園庭の芝生化や無料給水スポットの設置補助などの還元策をこれまで実施してきました。

また、使い捨て飲料容器の削減を目的として、マイボトル・マイカップ普及事業にも取り組んでいます。マイボトルの利用者拡大のため、レジ袋有料化還元基金等を活用して無料で利用できる給水スポットの設置を進めており、令和6年度末現在で市内計23か所に設置しています。この他にも無料給水スポットを検索できるアプリを運営する一般社団法人と連携し「給水モニター事業」を実施したほか、無料給水スポットの設置場所やマイボトル・マイカップへ飲料提供をしている店舗の情報を市公式ウェブサイトやイベントなどを活用して提供するなど、無料給水スポットの周知を図りました。



給水モニター事業のチラシ



給水スポットの様子



給水スポット（名城金鯱水）の様子

(2) 食品ロス削減の推進

本来食べられるのに廃棄される「食品ロス」を削減するため、食べきり、使いきりなどの家庭でできる取り組みの普及啓発やフードドライブの実施、飲食店との連携による取り組みなどを推進します。

ア 食品ロス削減の推進

家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・消費期限と賞味期限の正しい理解などの周知活動、「フードドライブ」の実施及び支援、「食べ残しぜロ協力店」の推進、外食時の食べきりの周知活動及び10月の食品ロス削減月間でのキャンペーン等に取り組みました。

(3) モノを大切にする意識の醸成によるリユースの促進

ごみ・資源をできる限り出さないライフスタイルへの転換を促進するため、アップサイクルの普及促進やフリマアプリといった事業者の取り組みなどを活用することにより、モノを大切にする意識の醸成をはかり、リユースを促進します。

ア リユースの促進

(ア) アップサイクルの普及

不用となったものにアイデアやデザインを加えることで価値を高めるアップサイクルの普及啓発のため、スポーツ選手が使ったバスケットボールやコロナ収束後に使わなくなつたアクリル板パーテーションを素材として活用したワークショップを行いました。

(イ) リユースの啓発

リユースの普及啓発を図るため、粗大ごみに出された家具類等の展示販売を行い、令和6年度は480点販売しました。また、事業者のインターネットプラットフォームの紹介やリユース拠点の開設など、事業者のノウハウを活用したリユース事業を進めています。

(ウ) 長く使う、直して使う意識の醸成

ものを長く使うことや直して使う意識の醸成のため、「定期講座」を開催し、計12回、126人が参加しました。



アップサイクルを体験する様子



バスケットボールから作ったキーホルダー

2 分別・リサイクル（再生利用）を推進する

（1）資源の有効活用の推進

廃棄物の発生を抑制し、資源の循環利用をすすめるため、市民・事業者によるリサイクルの取り組みの支援・連携などにより、資源の有効活用を推進します。

ア 集団資源回収団体と連携した雑がみ、衣類・布類の資源化の促進

地域の集団資源回収活動の実態を把握し、一層の活性化を図るため、実施団体の登録制度を実施しており、令和6年度も引き続き登録団体に事業協力金を支給するとともに、集団資源回収活動に関する情報提供を行いました。また、市民団体がスーパーの駐車場等を利用して行うリサイクルステーション活動に対しても、事業協力金を支給しました。

イ 古紙持ち去り防止対策の実施

集団資源回収における古紙の持ち去りを防止するため、名古屋市集団回収における古紙の持去り防止に関する条例に基づき、広報・啓発のほか、職員等による早朝パトロールや民間委託パトロールなどの取り組みを進めています。

ウ 小型家電・充電式家電のリサイクルの推進

市内の総合スーパーや区役所、環境事業所等に回収ボックスを設置し、回収した小型家電及び充電式家電（充電式家電は環境事業所のみで回収）を認定事業者（適正なリサイクルを実施する者として国に事業計画を認められた事業者）に引き渡し、有用金属等をリサイクルしています。

エ 食用油のリサイクルの推進

家庭から排出される使用済みの食用油について、市内のスーパー等で回収し、業者に引き渡し、バイオディーゼル燃料等に精製しています。

オ 事業者による自主的な取り組みの促進・実態把握

事業用大規模建築物への立入調査、中小事業所やテナントビルのオフィス・店舗等への指導・啓発及び廃棄物管理責任者を対象にした、講習会を実施しました。

カ 生ごみ堆肥化の促進

家庭や地域での自主的な生ごみの堆肥化を推進するため、生ごみ堆肥づくり講座などを開催し、堆肥化の取り組みの裾野を広げるとともに、生ごみ資源化の活動に取り組む団体に対して助成等の支援を行いました。また、家庭で使いきれずに余ってしまった堆肥については、市で引き取りを行い、環境局施設等での利活用を進めました。

(2) 分かりやすい・分けやすい分別区分や新たな品目の資源化の検討

社会情勢の変化や技術の進歩などを踏まえ、さらなる資源化を推進し、適正処理をすすめるため、より分かりやすく、分けやすい分別区分への見直しを検討するとともに、ごみとして処理している品目の中から資源化の可能性を検討します。

ア 分かりやすく分けやすい分別区分への見直し

(ア) 紙資源の分別区分の見直し

「分かりやすい・分けやすい」分別区分の観点から、資源分別率が低迷している紙製容器包装と雑がみの一括収集を令和5年4月に開始しました。

(イ) プラスチック製品の分別区分の見直し

「分かりやすい・分けやすい」分別区分の観点から、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括収集を令和6年4月に開始しました。

イ 新たな品目のリサイクルに向けた検討

草木類（せん定枝・刈草・落葉）の資源化を推進するため、草木類収集を行いました。

(3) 効果的な啓発・指導の展開

分別の徹底をはかるため、多様な手段を活用した啓発や対象者を絞った集中的な啓発、不適正排出者に対する排出指導を行うなど、より効果的な啓発・指導を展開します。

ア 効果的な啓発の実施

(ア) 多様な媒体を活用した普及啓発

地震などの大規模災害時におけるごみの分け方・出し方について新しく追加した「なごやのごみ減量・資源化ガイド」を作成し、環境事業所等へ配架しました。

また、分別検索や収集日お知らせ機能を搭載した資源・ごみ分別アプリ「さんあ～る」をスマートフォンで配信しています。

そのほか、6月・11月の「分別マナーアップ推進月間」には、広報なごや・ラジオ等の広報媒体による周知を行うとともに、職員が地域を巡回し、分別状況の確認と案内ちらしの配付等を行いました。



さんあ～る
(アプリ画面)



なごやのごみ減量・資源化
ガイド (やさしい日本語版)

(イ) 対象者を絞った集中的な広報・啓発

大学祭でのブース出展、外国人に対する日本語学校等での分別講習会、転入者に対する各区役所・支所への「ごみ案内所」設置等による周知を行いました。

さらに、今後も増加が見込まれる外国人住民をターゲットとして、やさしい日本語や大きく分かりやすいイラスト等を使用したごみ減量・資源化ガイド（やさしい日本語版）を作成し、配布したほか、分別意識の向上を図るため、若年層をターゲットとした動画配信による啓発を実施しました。

イ 地域や住宅管理会社などとの連携強化による分別の促進

(ア) 地域と協働した取り組みの推進

地域で分別にご協力いただいている保健環境委員をはじめとする市民の皆様と連携し、分別に関する普及啓発に取り組みました。

(イ) 住宅管理会社との連携

分別が不十分な共同住宅の入居者に対して、日頃から住宅管理会社と連携した周知、排出指導を行うとともに、本市及び民間の住宅管理会社等で組織する「名古屋市共同住宅等ごみ・資源分別推進連絡調整協議会」において、情報共有、意見交換及び特に排出状況がよくない物件に対する改善の取組みを行いました。

(ウ) 一般廃棄物収集・運搬許可業者と連携した排出事業者への働きかけ

一般廃棄物収集・運搬許可業者と連携し、排出事業者に対する分別啓発や適正排出の指導を行いました。

ウ 立入調査や啓発・指導の実施

(ア) 分別適正排出の推進

各環境事業所に分別推進員を配置し、分別マナーが徹底されていない共同住宅や資源集積場所等において、不適正排出者に対する排出指導を行いました。

(イ) 条例等に基づく立入調査等の実施

本市では、事業系ごみの減量及び資源化を促進するとともに、適正処理を求めるため、事業用大規模建築物（延べ面積1,000m²以上又は店舗面積が500m²を超える小売店舗）の所有者及び多量排出事業者（年間36トン又は月平均3トンを超えてごみを排出する事業者）に対して、廃棄物管理責任者の選任、廃棄物の減量計画の提出を義務づけるほか、立入調査や講習会等を実施しています。

令和6年度は、事業用大規模建築物等への廃棄物の減量及び適正処理に関する指導を1,459件実施しました。また、中小事業所やテナントビルのオフィス・店舗等に資源化の個別啓発を実施しました。

3 ごみの適正な処理を推進する

(1) 不法投棄などの防止と清掃活動の活性化の推進

快適で暮らしやすいきれいなまちづくりを推進するため、パトロールの実施や不法投棄の多い地点での監視カメラによる常時監視、清掃活動への支援などにより、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどの防止と清掃活動の活性化を推進します。

ア 不法投棄・ポイ捨て対策

不法投棄防止対策として、職員による昼間・夜間のパトロール、民間の警備会社による深夜から早朝にかけてのパトロールを実施しました。また、監視カメラを設置し、不法投棄の抑制・防止を図りました。

イ 路上禁煙の推進

路上禁煙地区において専任の路上禁煙等指導員が巡回し、条例の違反者には2,000円の過料を科すことにより路上禁煙の実効性の確保に努めています。

令和6年度は2,207班が巡回し1,419件の過料処分を行いました。



路上禁煙地区図（4地区）

ウ クリーン活動の推進

市民とともに清潔で住みよいまちの実現をめざす「町を美しくする運動」を推進するため、原則毎月「25日」を中心とした日に「ウェルカムなごや・クリーンアップ運動」を行い、市民・事業者・行政の協働による清掃活動の展開や啓発活動を実施しました。

また、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てを防止し、快適で住みよいまちづくりを推進するため、名古屋市空き缶等の散乱の防止に関する条例に基づき、市内24地区の美化推進重点区域でパトロール及び啓発活動を実施しました。

この美化推進重点区域を中心に、市民、事業者と行政が協働して町をきれいにする「名古屋クリーンパートナー制度」を市公式ウェブサイトや広報なごやなどで紹介し、登録の案内をすることにより、活動団体の拡大を図りました。また、一層の活動意欲向上を図ることを目的として、令和7年4月より、継続して活動している団体に対する功労表彰制度を開始しました。

エ 住居の不良堆積物対策の推進

市民の安全で快適な生活環境を確保するため、「名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例」に基づき、住居やその敷地内などに物品が堆積又は放置されることにより発生する「不良な状態」の解消や発生の抑止に向けて、関係部署及び関係機関と緊密に連携をとりながら、堆積者に対して働きかけや支援を行いました。

(2) 排出利便性の向上の検討

高齢化の進展などによる排出弱者の増加といった社会情勢やライフスタイルの多様化に対応するため、排出支援対象要件の緩和や自己搬入の利便性の向上といった排出利便性の向上を検討します。

ア 高齢者等の排出弱者への支援

資源やごみの排出が困難である高齢者等を対象に「なごやか収集」を実施しています。

(3) 適正処理の推進

近年増加しているごみ収集車などの火災事故や、高齢化の進展による在宅医療・介護の増加や新素材の開発などに伴う処理困難な廃棄物の発生といった新たな課題に対応するため、小型充電式電池や適正処理困難物の分別・処理方法の検討などにより、適正処理を推進します。

ア 発火性危険物への対応

令和3年4月より、リチウムイオン電池が内蔵されている加熱式たばこ及び電子たばこの分別区分を「発火性危険物」に変更しました。

イ 小型家電・充電式家電への対応

令和4年4月より、小型家電の対象品目を携帯電話等の特定対象品目から、ハンディ扇風機や電動工具等を含む制度対象品目に拡大するとともに、各区の環境事業所の窓口において、充電式電池が内蔵されたロボット掃除機等の「充電式家電」の無料回収を開始しました。

ウ 電池類への対応

令和4年7月より、電池類（アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小型充電式電池、モバイルバッテリー）の一括収集を開始しました。375トンの電池類を収集し、民間処理施設にて適正に処理をしました。

エ 水銀含有物への対応

市内270か所の回収拠点（家電量販店やホームセンター、地域電気店等の回収協力店舗及び各区の環境事業所）において、88トンの蛍光灯・水銀体温計・水銀温度計の水銀含有物を回収し、民間処理施設にて適正に処理をしました。

(4) 安定的な処理体制の確保

生活基盤としてのごみ処理業務を平常時・災害時間わずかに継続させるため、ごみ処理に関するノウハウの継承や、焼却工場や資源化施設、埋立処分場の計画的な整備などにより、安定的な処理体制を確保します。

ア 効率的・安定的な収集体制の確保

一定の直営体制を確保することにより、日ごろから職員がしっかりと現場を把握し、平常時においては作業計画の立案や委託業者への適切な業務発注ができ、大規模災害等の緊急時においては収集計画のすみやかな立案や業者への具体的な作業指示ができる体制を確保しています。

イ 長期的かつ安定的な処理・処分体制の確保

(ア) 焼却・破碎工場の安定的な運営

衛生的な環境の維持や環境負荷の低減を図るため、可燃ごみを猪子石工場等で、不燃ごみを大江破碎工場等で処理するとともに、焼却溶融による減量・減容化やスラグ等の有効利用による資源化、熱エネルギーの有効活用を行いました。

(イ) 焼却工場の計画的な整備

第6次一般廃棄物処理基本計画に基づき焼却工場の整備を進めました。

南陽工場については、令和9年3月の再稼働に向けて、設備更新を進めました。猪子石工場については、令和7年度からの大規模改修工事に向けて、発注仕様書の作成等を進めました。鳴海工場については、大規模改修に向けて、事業手法の検討等を行いました。

(ウ) 埋立量の削減

埋立量の削減のため、鳴海工場及び北名古屋工場でごみや他工場の焼却灰等を溶融処理し、生成された溶融スラグ・メタルを資源化しました。このほか、焼却灰の一部を民間事業者に委託して溶融処理やセメント化等による資源化を行いました。

(エ) 長期的かつ安定的な埋立処分体制の維持

愛岐処分場は、焼却灰だけでなく処理が困難な物の埋立、埋立量が変動した場合の柔軟な対応、災害時等の仮置き場としての活用など、他の処分場では取って代わることのできない本市の要となる処分場として、できるかぎり長く活用することが必要です。そのため、長期管理計画に基づく計画的な修繕や改修等を行いました。

また、市内の第二処分場を適正に管理・運営するとともに、愛知県が中心となって整備した広域処分場を活用することで、安定的な埋立処分体制の維持に努めました。

ウ 災害廃棄物への備え

災害発生時、円滑に住民用仮置場を設置・運営できるよう、令和6年10月に愛知県産業資源循環協会と合同で西区の洗堰緑地で訓練を実施し、受付・誘導等の動きの確認や問題点の洗い出しを実施しました。

(5) 産業廃棄物に係る意識啓発・立入検査の実施

産業廃棄物の減量や資源化の促進及び適正処理の確保のため、排出事業者や処理業者への意識啓発や立入検査を実施します。

ア 多量排出事業者による報告等のウェブサイトによる公表

令和6年度も、引き続き産業廃棄物多量排出事業者が作成する「産業廃棄物処理計画」の実施状況報告を市公式ウェブサイトで公表するとともに、産業廃棄物の減量、資源化を推進するように指導を行いました。

イ 講習会等による産業廃棄物に関する意識啓発

廃棄物処理法をとりまく最近の動向を伝え、産業廃棄物の適正処理にかかる意識を高めることを目的として、業界団体との協議を令和6年度に2回行いました。

また、市公式ウェブサイトに掲載している産業廃棄物処理の手引きを適宜改訂し、周知を行いました。

ウ 立入検査等の実施

産業廃棄物排出事業者、廃棄物処理業者等に対する立入検査等を令和6年度に377件行い、適正処理を指導しました。

関連計画

名古屋市第6次一般廃棄物処理基本計画

「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」を基本理念に掲げ、社会の変化に的確に対応しながら、ごみ減量だけではなく資源を効率よく循環させることで、将来世代にわたって安心して住み続けられる持続可能な循環型都市の実現を目指し、令和6年3月に策定しました。

計画期間：令和6年度から令和22年度まで

基本理念：「パートナーシップで支え合う持続可能な循環型都市なごやをめざします」

方 向 性：①「協働」～パートナーシップで支え合うまちをめざします～

②「資源循環」～3Rが定着し、資源が循環しているまちをめざします～

③「安心」～だれもが困ることなく、安心して住み続けられるまちをめざします～

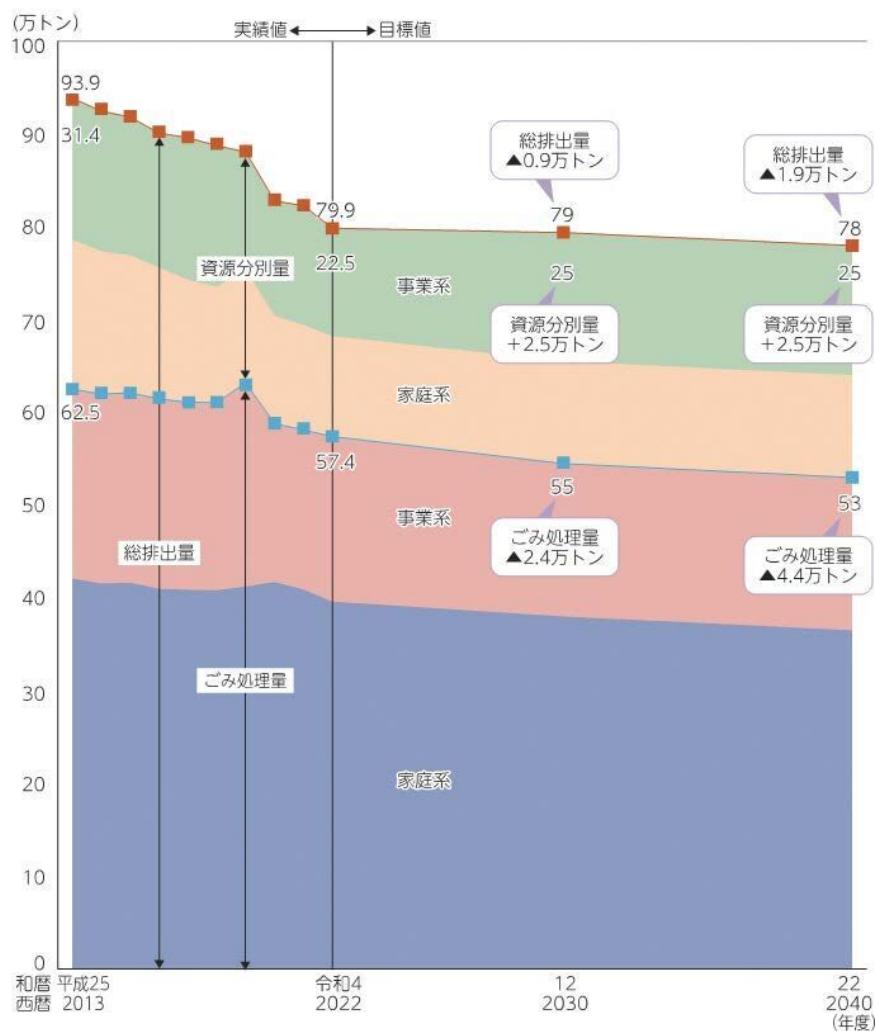
④「地球にやさしく」

～環境負荷が少なく、地球と共生しているまちをめざします～

目 標 :

指 標	基準年度		目標値	
	令和4 (2022) 年度	令和12 (2030) 年度	令和22 (2040) 年度	
総排出量	79.9万トン	79万トン	78万トン	
家庭系	50.4万トン	49万トン	48万トン	
事業系	29.5万トン	30万トン	30万トン	
資源分別量	22.5万トン	25万トン	25万トン	
家庭系	10.8万トン	11万トン	11万トン	
事業系	11.7万トン	14万トン	14万トン	
ごみ処理量	57.4万トン	55万トン	53万トン	
〈市外分を含む場合〉	〈62.5万トン〉	〈60万トン〉	〈58万トン〉	
家庭系	39.6万トン	38万トン	36万トン	
事業系	17.8万トン	17万トン	16万トン	
埋立量	1.6万トン	4.8万トン ^{※1}	1.5万トン	
〈市外分を含む場合〉	〈2.0万トン〉	〈5.1万トン〉	〈1.8万トン〉	

〈総排出量・資源分別量・ごみ処理量の推移と目標値〉



〈埋立量の推移と目標値〉

